

法と各市条例の関係性について(対比表)

【注記】 表中の①②等の数字は「第1条」「第2条」を意味します。

国	構成	山形県	山形市	米沢市	鶴岡市(案)
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	条例名	山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例	山形市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例	米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	(仮称)鶴岡市障害者差別解消推進条例
平成28年4月1日	施行日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日
無し	前文	有り	有り	有り	有り
	1 総則				
目的①	(1) 目的	目的①	目的①	目的①	目的①
定義②	(2) 定義	定義②	定義②	定義②	定義②
基本方針③	(3) 基本理念	基本理念③	基本理念③	基本理念③	基本理念③
国及び地方公共団体の責務④	(4) 市の責務	県の責務④	市の責務④	市の責務④	市の責務④
国民の責務⑤	(5) 市民及び事業者の責務	県民等の役割⑤	市民及び事業者の役割⑤	市民等の役割⑤	市民及び事業者の役割⑤
行政機関等及び事業者の役割⑥	(6) 財政上の措置	財政上の措置⑦			財政上の措置④-2
	(7) その他	市町村との連携等⑧	障がい者差別解消推進計画⑨ 取組状況の公表⑩		
	2 障害を理由とする差別の解消				
行政機関等の差別の禁止⑦	(1) 差別の禁止	不当な差別的取扱いの例を列挙⑪ ・情報の提供及び受領 ・労働及び雇用 ・福祉サービスの提供 ・医療の提供 ・商品の販売及びサービスの提供 ・教育 ・公共施設の利用 ・公共交通機関 ・不動産取引 ・その他 不利益な取扱い	市における差別の禁止⑫ 事業者における差別の禁止⑬	差別の禁止⑭	差別の禁止⑮
事業者における差別の禁止⑧(但し合理的配慮は努力義務)	(2) 市民及び事業者への普及啓発、理解の促進	啓発及び知識の普及⑯	広報及び啓発⑰	広報及び啓発⑱	
啓発活動⑩	(3) その他	障害差別解消の推進⑲			
国・地方公共団体等職員対応要領の作成⑩⑪ 事業者のための対応指針⑪					
事業者に対する報告・助言・指導・勧告⑫ 事業主による差別解消に関する措置の特例(障害者の雇用の促進等に関する法律)⑬ 情報の収集、整理・提供⑭					
	3 共生する社会の実現に向けた施策				
相談及び紛争の防止等のための体制整備⑮	(1) 相談体制等	相談業務等⑯ 相談員の配置⑰	相談体制の整備⑱ ※ 相談に応じ、関係者間の調整等の対応ができるよう規定。	相談体制の整備⑲	相談及び対応⑲
	(2) あっせんの申立て				助言又はあっせんの求め⑳
	(3) 調査				調査㉑
	(4) あっせん				助言又はあっせん㉒
	(5) 勧告				
	(6) 公表				
	(7) 意見の聴取				
	(8) 調整委員会				調整委員会の設置㉓ 調整委員会の所掌事項㉔ 調整委員会の組織等㉕ 調整委員会の会議㉖ 調整委員会の庶務㉗ 調整委員会の運営に関する事項についての委任㉘
障害者差別解消支援地域協議会⑰ 協議会の事務等⑱ 協議会の秘密保持義務⑲ 協議会の組織・運営等事項⑲	(9) 地域協議会	共生する社会の実現に向けた推進体制の整備⑲	協議会⑲	協議の場の設置⑲	協議の場の設置⑲
	(10) 施策、その他	福祉に関する教育等⑲ 意思疎通のための手段の確保⑲ 地域生活の支援⑲ 雇用及び就労の支援⑲ 社会参加活動の推進⑲		学習及び理解の促進⑲ 意思疎通支援の充実⑲ 就労の支援⑲ 建物その他の施設の管理等⑲	
	4 雑則				
権限の委任⑲ 政令への委任⑲	(1) 委任		委任⑲		委任⑲
秘密保持義務⑲に違反、報告⑲虚偽記載等⑲	(2) 条例の見直し	検討(附則2)	検討(附則2)		検討(附則2)
主務大臣⑲ 地方公共団体が処理する事務⑲	(3) 罰則(守秘義務違反)				
	(4) その他				